



官
孝
義
載
錄

卷十五

陸奥四

□ g
1596
15

A vertical ruler scale with major markings every 1 inch. The numbers 0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, and 10 are displayed in black. The number 4 is highlighted in red, and the number 5 is also highlighted in red. There are 12 smaller tick marks between each major inch mark.

15
1596



卷義錄卷之十五

陸奥國四

孝行者孫志滿

孫志滿ハ仙基の城下南町のものなり。母ハ三十有八年未ようせ父ハ自松とりいて十年未ようく
かきうり父乃せよいあせりやと愛敬のよことと
つゝして脚もまれる。客とうじては父乃強家と
さうともし事とのろひよつての七八回そのも陽ざる
を杖とどうま履とくへ日よめ度とりある。多く
往來の送りしむとがと車貴人を歎美する

らと下敷ふともあつてとも娘タ乃食を
つくりとお酒味、もとより父のおりわと機と
又の時にかくしてそよぎ内食事せひあく
すもぬりあそび心と歎め起外もよつて
寝きくのね寝してその称りとまう父
のまうい称ことひそひよそじを次の間は退
まく父の熟く晴るとううて後よ外せう父
のあよせ事あきへ門へよ送りそのゆゑとあら
てハ涼風すとていてもいこつと不用ありてか
にあよせしはなれとまく父よそひとつまく

うち書狀まろくまへ父の旨をうけとまふ或と
人内食療のよかられひ席よがまよまえ入酒味
あよくもくしく達りとそれを花盆うとと
れい親しき友をじくと達り慰ましむ父の筆
以て重う筆は十萬文殊を滿はあくとく伊勢の
宿若小まうつへと料のあらと父まくかうて
酒味摺ふ信てちくと料藥と參する料どうして
一疊といてもの用とあとはこれ父の筆とまう
ふせぐとまくとまくと父あくわざのこせり酒
安がおもとまくつひよ用うう筆とせざと娘ゆ

牌前に致礼。忌日小ハ經日禱々牌前に詣
墓邊の本代より數えり。其の内も留ニ
とまらずしてそのみ八十郎となりて又父の如くよ
年からそつて一ハ宝永二年二月領うち詔旨
ふとあくへて番士とすをア

孝行者平セ

平セハ御貞忍毛宣村の百姓あり。生れより篤実よ
りて人よ文あつて父母の孝義解る事なし。娘
テアもかたきハ婚と釋みてあつせよと親族乃ち
はしづくのもしてそれものにて親類にまわすも

あらへひきあらんとまく志をほおふと郎に家経く
めニ女をハ赤にこむらせぬ家要くして妻ふハ栗葉輝
をくらふといへども父歿する間のものが主求めくを
ひ父年老つてよ寄曲と奴にてくに盲人の音
曲とくらむるものをして心を樂しゆくめ此を
聽よ甚多きことあれハうらうと父よつけ見まともに
牧をゆきて父の例とぞされと車をもぐてをばい
えのうきをまつて坐すと江へ是身の衣とぬと父
の衣とくらむとかられてわが身すま保田年(の)
主父の病よ姉けり附は是すりつるくよ枝とまく

片付の例すあらうる事より長き病の事あれ
是へてはくせん才たる一才と云ふよあきは見ひ西面
よ出向てもそのじよくかまどつぶのこひみくも好光
るものへ金錢乃費をうなぐと或ひ妻みの衣服をう
りきりうる又ハアラウル事も主致全酒
めきる事からむ一回三年れふ月づゆの、一女
くとハモソラ母のとされハ妻おハ田畠の業をすに
めと母とのとまつせし、夫も又主ふ酒のて日
に始ひ餐とうと手水とおまめ事とくして勤むる
ことあり若氣多あへてはくせんハ戯題言叶ひ承る

笑ひ歎めくとあ然とらし或ひとぞうある事とも
て罵る事あつとも、いそく然めうあくは志らる
小國六年に才たる郎痴よのうて失ふが起
る母の泣かうてこの娘むろにとくふくみキセ
支婦れもの、寄名内とあらうる左と右の歌ふ歌
ひ声へがと走帰らむようくへつて事ある所
事も考るを一せとあり、あくらかせあくと細
くとくとくとくとくとくといつあふ二年へくそ其ふ
もれとけの事との領主の武士佐達強に記
主傳へく其實とひ一回九年四月辛酉七夕を経

ちあく持ち七石八斗れ貢を免へ様とのかすも
木の年九木追みうへ金る全こじくやうへも
毎が多の米金をあうつへ回十年五月領主う
差糸とくとくとあくとく年七う才を経へ
めこさん

孝行者久玄湯

孝行者久郎七

栗原弘中村の町役役のみ島せどりものあり
ちの祖父らう田代百二十束あるうは役を勤めう
う父久玄湯も三十一年と二十九年勤めうる若

年うり其父徳太郎につれて孝とまゝ徳太郎
年数の役退き後ハ内を好んで遠田郡三日とい
へち七十町余も隔ててゐる日ことよひと久玄湯
その妻ともに風ふとま下内乃手にけもて自
ら飲食と酒へよしめ馬に抱きのせま送り事よ
ハ遠ひのむとまくぬきとゆく抱きもううり
或ハ内をまよひ日ありて樂あむるをされ、酒日
う酒あまうめかどりひ夏め日く内の事すには
きて人むるむろ一いつ不景の財のあきこさ
まつもく車あく徳太郎を裏へる後は乃

お郎七にゐのとくせんく抱き枕しめ抱きを
不ふハ細き行とくもよろしくてまことにふあた
きてその例はあらしめくふよある日に
之父の親しき友をすまうて往り樂まつじや
衆の多く先せんゆく教十年の芳孝義のころ
とさうのうち久云瀧うふみ郎七もすく父のひ
ひをうむらひく祖父のま義をうると父母より
へて券よりさく人を傷むくのう中陰を起外
らひよせぬをお郎七と仕事ともふ抱きくもくけ
てうし車うし業のまく中陰を治むことを

つまに用ひ調度をとまふとお木とそらのひ公私乃
かまえがよ出る時と心をめぐりとつをゆき、又それが
すとくうぬ父のあるとくにけれ、わくねひ
て完地をめぐり食あも人のまとうひま帰こう
うまれと宿してまきり、いつのよ七十六すくら
せぬ母が多病かへて父をう見えようせず、せう
ありて財産と改それ改衣とくらひがほそのお
もく例はあつて母の心を憂うくじ病の中に
一週うと荒湯よ浴せんゆお郎七とまはひとと
げ成ハ抱きあひまと仏墓とあくべーはもとも

小隨ひやうて病乃もあつて社佛寺のこ
のうへとせきれやくもねゆりしてこゝに
あつて年かよふそんへと萬ふ夷セ父ふとも小孝
乃送とせざるのとあらうとつじり役のゆうおおで
ハシをすく役十年代官にて運送ところ糸と司
る事あらうに爲ソリも私うく自ら土庫を
あくまどつて長屋とつくりて糸の出入を改シテ不
トう殿村の役人乃助とさせうははくよ領主も賣
フたうえ久も満死して後ス郎セトア役より
しか父の志をうを経て長屋の役者とつくりて

つて糸穀を買ひやうのも已り利をひとわり軍ふを
きひをひつづりきる事とくあく運送乃役も
多くあつてその在居も又廣くとくとくこれ
ハ領主乃先組遊獵年より時その在よやうに
事あらうとそのやうきる所被き傾うて後作り
あらうしりまわう一かじゑのとくけりとくあれ
ふふきひくそんのうきく材木がこくうに用ひと
りくとさん村人甚の貢ふ津きハ父子ともに貪ひた
げくかも利害くる事か秋よりこづまく僕ひ
先とひらくあくとく者ひがる年をもぬしに

とおほひのあへつをばけ中村といふらむが去地あへ
じよよ稻田のものいぢる事多し左の村あへせそ
百三十軒ありといへる衣食ふたきる者、もう十倍
人より過と申すも産業つゝむとてよ離散も
生ずるゝと云はばうり享保七年にかくぬまで
ふ席七十九と云ふとゆくもあへてく住つきしも乃
ふくまくあらま、又此村の中に用ゐのくわあへ
所あへて旱れ時、若きとふ席七十九といふく
病き旱地とりふねうみ千弓やと上のひとやうめん
水つを守一かへ九千五百石乃田地旱損の患と免

き公私ともに甚利を以てう村の中よく作事あ
れ、農業の暇をうくる百姓の主あるゝ是
ともくよのどきうが、領主とも頗るいた民もま
だつこのよきうに一方田ふふ坪の廣狭ありしと
領主うり玉民ふ令して雜木を植させよの事そ
べ人の力をふくらむがと栗木をうへ年へとくらむ
林とうりしり枝被よづるあへくこと利と
る事あへ村のものとぞとけうり又領主の志め
金うち畠地陽とちうりめし時もくそその職とつと
うへくらうかう事あへつが、享保十一年四月

の民百四十八人組段十六人その中の者と多く
乃若村と海へあつたやうて領主うち毛と並んで
て向十二月より持も乃うち四十九石七斗一斗九
くその貢をゆうせしとぞ

忠義者勘助

勘助ハ栗原船主清水のもひうり元禄七年より仙
臺の深下岡本町松枝屋信左衛門もどりよ十年乃ま
とさうからくつへてそれまことにまやううを美
して年季もとくける財物代金三あらうせうのを
後信左衛門が漸衰へてとこまで生れ元禄十四

城下太町ある善四郎といふものゝあひよつてとあら詫
金をゆくもの主人によくそんあと投げしう
信左衛門同四年六月れ先見ゆありてお財云益ゆそ
のううきひく小信左衛門妻婦うらひの長子
内信玄浦といふまく引つきて高死せしハ次男
信と廟してその姓とつゝしめられと父の財ゆられ
借財ゆくせはまくうゆくが勘助今の主人の假
をうの信と廟うむとにあつて六七年うやし奉告
して勘助といふくあたる小邊をけつと投げんと
て向町よどかる三ツ屋町市を清うる會ふぬと

故く其年の二年と申まつてつべへりが社も伊三郎
ら賣らざるを金十あかへりう事とゆえその年
は彼年めづれんと申ひおに市主富もその志を感
してか一あらへと申み候と申に従ひ社おもに
賣らざつてしらせ一金とさへその身内用よりあら
まうきのまく故にゆりて親しきことあらぬ毎
とくとせよろたつとおめさせりもとどうう借
被まくして高乃利もさうへりかの勘助より
て先端をも參まつて因町ある小西屋といふ店の

裏室と申す腐とうてせばまきよるがその妻も
又病くいせじゆくも患者よ邊りてつひきともい
及ばふくわざくまづくともかうたる金十あ
へんとりふを勘助ひくまくとくらしがつゆよ二人の
ふと親族よあつを故によひくうとこ又び併ヒ
ら家小勘助ともよ仕へし長八は江利取岩谷堂
町のものよしく延徳と申すうな公せしの主人内
家のあらへんあらゆと申ゆゑと申ねて
ふふとつへり給食とも清うへりうほどの家と
ところへ長八のも腰くらせける財にあらへ

仕へてまのあきひ代金みぬ、僕と車をやる
せり。其後伏見屋は席玄湯とよ志よつて帳
あるとまことのほんと志をと候と節とく
足と車日とよ志の車折。今の人うち
給食と給食の車の故にあくまどりあくして
候と節とたとをそのふれとくとも誠かと
うをうて已すじふうり候と席とあくが平
乃余もあくとくと朝夕又は暮といても水とく
もひの車と車とあくと今乃こよ人む

是と感してとひは方の用車、あくともそろ
車をうやうやしくうりとまことのほんと
不用とく車を候あくことふくと車をうりとく
三郎政之のうりとく後は休日との候ふその妻乃
墓落して度うらううひあくとくうじ二人の恩
義領ます。享保十一年八月二日よりく
く食とことくとあくふ

忠義者吉助

吉助ハ磐井郡東山門傍村の百姓孫助、藩代の下
人がり主に孫助家業として田宅ともに奉拂

ひそののオハ名ふ地とツアホ小五つゝうて住けれ
ハ云助二十紫乃付田村の民孫セヨ仕へ西住み年あ
てつゝそと、まふしオとあひて渡ハシ奉りまう
乃まくしてそれ給金を済くま人父もば妻もあ
宴保ニ年のま今の主ノ孫セの長金とウモとの
主ノ内妻ふとも小しづゝとすせ薄乞清といつて
済のもと、小孫助とやとハ一やくその業と枝子け
里是云助らふカとづくせうふう孫セ、家よつよ
るものとふきうるく勤く、ハ云助とちくめし
つよハシモシキよとすまことれま人の家族まく

まひ立つとそこそこ孫助うヌ新助ハすゞと
けあひのしと云助の辯作内西よ付ひゆま
小あひのし事は年少小くてやうく年十一よ
ありつゝハ西く北侵かど來りて孫セうりも木綿
ふとあひて云助ハいゝもしてそのオの経金
をたゞつゝ孫助り養を立し田畠とも清送一萬ヘ
百姓の教よりらしめんとひもとあれハふくうも
書くにたひ孫セもまためえとえう父乃付う
はへて家も起ハ希オハ孫助とえ放ちくくか
ハ二親の墓も孫助もとれおものはよあきハき

くに引てハ墓詣もかゝるゝもとば村より生れ
ものかきハ無村の中と離れてともかくまへを助ん
の小作事あらとまくつけひづと孫助父母病て死
せし時もその費とすけ石碑とまく寺傍より布
施かひひそめ或ハ孫助とも小薪とりに行事
あもハ孫助、病の身あく重き薪と負ふ若く
あらとまく己の背あふ薪とまく重孫助の身筋
さくすけ己の身筋と夜とも孫助支婦よぬ
きてまかせ孫助つむすがする難済のもとにも
糸をのせまくつむすがするの糞みかく懐ゆ

て孫助よあくへまうそのか人の定も重く村長と
も教ひく実義ある事、つれかけは家保十一
年六月領主より玄助より田畠三千石とあくへ孫
助支給をふやまく當りしめまくとぞ

孝行者平左衛門

平左衛門ハ宮城郡國分上谷刈村古内村豊村と
之村の町並役あり父と久玄清とよ老て後その
妻とともに中風と病て起居も才と年とへ
小年左衛門力とつゝて看病し自ら父母の床を
おうけ食とがのそのいわうとゆてふしむことよ

まごく廁よりとまともを腰を弛さふ用
あつて坐る所、公私ともその事とつけぬき
がまくとめぐらしこも、とく父母のよ出へ
はそれ居らぬ所とあらむ生入を告へとく
もううりおもへるも父母のよおもとく
車か勤る役のものに用ひていつくと加へ
のハ村人もまみぬ服せうきひくもくとくの春
度の飢ゆくと耕作の業ととつもばあれ、
己の妻へと申ゆての貯へ立しもひとどくして
て殺ひ病る者よハ魚味も魚かあく

事數をもは村内中れきの公事とく已うかよ
来る事あもひまきと付ハ禁めよあくわせ飲食
とあくとまく松明を作り並木に入くゆるものに
されまび役とひとじう事四十二年病にうりて退
んとする付村人まよまきと隨らくそのるとして
代らしりん事とこひつよすり其子又所喪役と
なり祖父の名よがくくくを承とひく父母の病よく千
ひも又年左萬よとくとくとくとくとくとくとくと
余年行先も叶はざりと妹乃もとくとくとくとくと
くとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとく

妹ハつよの母の例よりて胡夕乃食也との好くよ
あはせまう事々なくも病ひ事ふきハ日暮よ姫一
あやうと志もく度を移し又ハ内へとせかく
経年よ日とありて夜とあくをもて食
とまむたとく暖めきり年はすもあらうハ
外すも嫁と云ふと毎のこへをもみるに思ひと
二十ちくゆくあはあつてせく奉行乃そらえあつてへ享保二
年正月領主より寝若して今れどもま湯と妹よ
金あくぬ事もあらう

忠義者傳卷

信義ハ信義忍辱義村の百姓十玄清つト人あり初く
一てばよひよひよひよ十玄清持も子と石のよ
の地もよひの瘠立よ田畠の地ともよ熟せよ
室家七年の公納よがやくと信義もよ貢とけ
る穀もよと賣てああよの公納ゆくこれと信ひ
正徳三年ナ玄清の家こそして病ひ姫一ふと殊と
失ひよく多苦とよゆくよ十玄清腰痛の爲に
て農業もよくても公納よ満足と信義從
きのこまよへてその金とゆく主人をもよく

寛保二年十二月清一妻眼と病て附も又人金支と
ちくその費とたとけ醫藥とすらあつてもいえ
ぬ日四百十云清う病まく又も公納の済まると傳
義人よつてとくと年の暮とひにあひの金とゆく
ふきとすけり仕ぬものも膳とくと年すく
て順とくせきそのへて写も休日又は寒あくと
かくと十云清つねに車すくいとくと十云清を
くる母ともうるう目に車に中風とつまへく行安
けりと湯膏とのとぬうよ傳義ふよへてお
りもとこうとわね核本かこゑておとくと酒膏と

とあてとくじ付くとハ背ぬい出でひの見さ
つと耕作をとくとあくとまく其入を廢とすじ外
よく称されあれい何よても包とくとて家つとく
せう日車十云清傳義よしうひとくとみうる
しまくが家くらめくもおなを称いとくと
出りて才とくとくよう妻、多く病あらう年と
くもせんとくあくとくらあけくよ傳義もすくと
のひと日村内肝炎致のもよめくとくとあと
とれ事やうて生我おひきよも仕くと人

支ぬことを母とも言ふへどもしおどりす所行役の
ものうへて子立清病ひおもつても高ひありぬ色
されば丸森町乃加友志のよつてくせ老母と妻の夫
親族うり扶助せしめ情意がのこらさうありて田畠
乃草とつとあ年貢役役かとあく老母と妻の夫
とつけふくよつて給金うへく主へとよどましに
もよそうりわへと細く小数へとよどませく一つの
言のゆくよて百姓のあらうる家用のものをも
まきいをき、日々の年額豆うり金をあとづくを
の思と嘗へり。

兄弟賄者玄平次

玄平次は栗原源助之通石越村の百姓へと助の叔父を
里に居ハハ姫とく二人の息あつける家へ就寝く
けきハ玄平次をすと人よつてしめその後牙清
してハ姫のあゆみをとく小通隣のもれ玄平次に
まくめくの季をふして金錢くくつとの身を
起とくともとあるともせよとす玄平次我もさへ
ひとえの家を失へく病うるようへあきへやすへ見
の顔へとせん率のとくよつてうきとく日和
ふつともと耕作をとくよつてうきへぬと没麥

を結婚の事などと云ひけ農車の娘の日も写す
雇つて或へ化粧するやうに引くらつてよ酒と
女じことへても自らまともして終事うるるところ
うの後残へ皆見のわざりぬ邊境の老二人の見
ゆるもあらうつて田地とまさら云年次うる
とまさらよとつよ二人の見も自らしけるう云次
うのとてうけむつと年四十もあらうゆきと
兄とめく妻とあへせげつよまぬとも見え
ぬよりてむだれとけをすせう八荒病く
死ち後は甥の八助といふと云ひとけく見へ世

小あらうに累あらは田畠のうちのもむねらつよ
耕しやまむとハシ助が耕させ已に耕すく
三地との三地、くへしけと云年次うらく云年老
ぬとハシ助が完地のうちの小畠とひとみと田畠
もすへ作りへつ卑苗のばへハシ助の田植経り
てそりへ植けるその後妻もうせんかへ後乃
妻じくふとハシ助のとハシ助がおもむくしれ
ハその費あらん事とおもふあらせんと二人の娘よ
婚へうてふとハシ助のとけをゆく事
をゆきておよみあせぬ左あらはその方へ

故の後見してせばまことにらんもめやとまくにされ
こゝへ駄をとまん車とのとまくと
あくもせやほへ駄を取役ふとまく風み起る
車あきがまくおゆまふへ駄を起しもこう
らぬやうよせりせりか見とへ駄とまくけ
きせひま保十二年六月領主より褒美として金
さうせーとさん

孝行者と慈右衛

と慈右衛は栗原景致との通次邑村の百姓あり生れ
つて篤実にて父母の心よきと云ひて

ちよと車のひといつともうもうちむる多
く父の年老く目赤の耳うつく大きいよ
てのとあくと至難のくらべ抱し廁よりくに
もあひ抜けく妻の母とうらは父の老をみて
飯食の定めもあきとその不とくよ付かひて
よひよへるものをするめそれ方の房とひかう
を終のうちよもに度は父の寝床をうそひを累
と向ひ親族のもみよあいすぐといつとぬるの
のねらふをまたふはたひおきの享保八年
よきやう病のなく死すとよ慈右衛とく悲と

糸服の中すもつゝと下の父の夫す。時親族は
この隣里の主あらうつどひて葬送乃事ともろ
わによ熱石敷のむらうる。棺よつくらくと木と用
意しけりと人のいふと向ふよ敷石しけりと
それ付は際とて儀よ是と稱へく。故よあらか
しめまくらうと、へり母よつふる事もやく交
は異あらむと母ハ年八十ふく健よゆの麻を
績シ布と織て子孫の助とく或ハ羹て木綿よ
うもうきもうか事あきハよ熱石敷のうそ
毛冠の便とぬくによ熱石敷のあらうり妻をも

ましくは老の事、うへもふあらむ年
老てかく勞しりて事うるむひそとりだあらひ
年よりたきひとく室く先遣と送る事と年うへ
本業のうきひきのうへくせんとそつひうるよ熱
石敷の羽夕の食にふと用ゐるい本と設け食と加
へそれ外ひとして安らうじよ學石敷年老て
も父母のあひ家業の事ひきうとつもの業にハ
其庄園の表を織り頬よよとけてその便とぬ
今の子孫かくらへにさうへつとりよ父母の
世よいぬせらねハ我うかとてまへてももへ老

ある人のがくらん後よりは汝らうまひをうくべきと
て已つ方といふとさうめことしてよしとせき人によあ
く相手の日は組詮あがよやうとれとようく
の後も車あがへゆつゝとてよく車れ貢に爲
もちゆつよへうそくして組詮取役ようれく
もくと田畠ともくらされとふり遣作にて
秋の寒のとあーしもその車つひもくとて
田玉ふりとづきくらじ車あまとむらくば
辞してまくあくとくへ地より附ハ組詮のもとた
行き公用乃有をとひて坐すとをえの田桂院

ソリ又ハその年の車の納詮ことくく納きハ酒ともあ
ハ貢もよろめ九一年のうちがくらに妻子と車を
車うね恩恩にあくまつ車あくとの役をつとえ
タハ村長よきつまくやんとつよの貢もよ
ひ事もくそくよのせうの車保ナニ年十二月
益年そらくとあくとくと為た車うなと經ひ
貞善者也

やさかに利野を後村乃百姓稼作の妻ありま
よつてく暁つまくの其じひととしと車保と車
支拂てまよ下附ト女に二人の男ふあく足ハ文四郎

とくに久旱す、長之間こそ、旱あつと言ひてせり
す。ことにそのころやうな年四十のまき、耕族乃
ちのまどもいきよとなりやうあつて、うぬものと入
来らんが、二人のみれあつて、あつてあらひよ
も不貞あつて、とくまで、のまきと、この年のまきも
うめつが、ことづけとて、とくにあつて、あらひて
本物ともさせ耕族又はせうるをもとあらへと
あへて、とせんへえきとくのまくわくにあらへ
今之耕族ゆゑの文源うへるものより、孫作うへす
ゆゑに、墨あらはす音つきうへ下船もはるへゆゑと

いはける。うちあるまきとくは、うみそのやかとくよ
被してつても、いはくらゆ女の名とあらへて、うに
う事あくねあふまくとく、うしのまきの附するも
のをきつまれ、長く助けるもお意の因相ともとああ
へ別よ百姓の家をうぐくをうの領主はげふくとく
て享保十九年十月うち文田郎、う持名と名あらう
乃年貧弱役とのそむくそれ真まとあらうだ
寄特者利助

奉行者越吉郎

越吉郎ハ栗原を詔と通金成町乃百姓あつこと家の

附父を先し小泊村百姓利助とすもかく祖父とかきしうまはんとてともわざり利助とすふ家業あるものかく慈を承と後見してあすこそうが親族のまよりのよつて慈を承初してのまよりあられん既またさんとくに業の財をうへ改よせ色ハ慈を承うめり人數の列よかりうきり利助も田畠の本とつじびきじくの茶金の生納よりすてハうち門慈を承う祖母のアシキよめせくえりひつゝハ祖母も又家事のとく小親をうり祖母のまふ借約とちう五内内の衣食もとうとうあらうと

用る農業の事もさひくへりとをとてしとくこころもそしれ事もく田畠うちいきるねん般もく利助よつておもむせきの祖母つまよ酒と好されと祖へ口よハ利助とつら酒を取めて祖母よとむじうと利助支ぬとうひててもに樂へとつよ利助う車と称してとろこつ署をつよと財はあらくかへり酒とよくめくとくとあめのうちうふうちやがらげ車と全く利助の篤実よりふくまくと慈を弟人とあつて後も家内へ車とく利助よまさせまことの親のとくそくとくと利助、後見してのち

男ふ一人生を門玄蕃とひの烈を即よハ異父の兄
半あれとひてて賤へく利助もおこ烈を即りん
みあはせまく別よおさくやらんとのがざうじと
烈を即よおさく外よおれどる宅地のうち
まはんよかへきしと玄とへく玄更にされいまる
人ふうりそのまの方に門玄蕃とすめ別よ百姓
の玄さくとくの親族のものとつ玄蕃よハ人の家
つせんことこゝとくとくとたあよおほく達父
乃も安うるゆとぞひてひはむかれるあり利助
もとより農車とつむれ中よありてかの業

ふうつらに奉てれまつものありシヒトロイしく或ち
不熟の奉あうとも貢ねぬやうされと教ひいてとば夙
ふく推極うみハ糸の百姓の風俗を厚くし私とく
もととてうづり小車をよこしもとれ哉ともありぬ
へカと農車よつとももの勧ともあれとそそ
揆御村長を消へなりとえ文五年八月領主よ
里利助と烈を即よ全とあくへまあるありに

孝行者孫七

孫七ハ遠田忍葉村の百姓孫助、玄ふあ、篤實よ
るものとく一村の支あく奉貢納れとく事か

重保十一年夏五とまゝして孫助（もと）小まつてある
孫助と父とまゐりて暮夜在る事か孫助（み）年
この中風とやと言達のまゝらうかおんのまゝ
らぬを猶タよふとつゝせつゝる業は深ぬをうせ
つゝく其業志すと附も着父の外よりて見
とづばは業とすともあひ出立の妻父病にうり
てま中といへども行じてよひ是れと解ふと衣服を
とめまつて附ハ至らるく解くその方の衣をま
うはを引起してたゞあくまめ衣裳をあわせ
もよく乾きて附ませつゝの夜の附は署とまの

一を添えどもまゐるもあくまくれども一病のいやう後
より附がとういあるひ車もあり風呂のりの事成
好く一ハ古川町とりふるむる風呂場の附くふともあ
ひゆき町のうちよくねぢう物と飲食せさせたり
やまとらふひよくの其身の不用とまくすくまく伴
ひてそろへりけるそのうち一ハ町あくもりつゝふ
事あら様ハ邊をこまくお咎めをとり附く父母
小ゆゑとまくせまくの三月内は門田の稻の穂をま
うあらんきとつゝよ道里のおやぢうと又ハ自村よ
嫁り居る孫助の娘とまく父母と伴ひ酒肴

を推乃へに聞といふのあればよめとある
「ああそきとう娘のやううとす」と
よろのうとよろもあらん用事の端あうと
孫セ家とわき裸がありて父母あらのものたと
れひ顔へきりえ、酒とこかまゆるハ孫七う
妻體とくとく家をまくとくもくと
ち車かけき、二人のあらもいやくあくへと
あくえのとくとくめうり母がきく酒とねくと
いをと隣あとよもひうと車あうとそめそれま
うんとくわく、酒ともあら母うの便と称く

孝行者

名元殿南房ト塔田村の百姓長玄湯の妻ふよ廣玄湯
といふものあり其妻とよどいひきりの舅姑より入
て奉ありそよ玄湯の歴史の年長玄湯より是ゑふと
あり外は足すともふけきハ内手の車とも玄湯
うヲよりうけへり持もも四十石余あれハ農事のも
いじぬあくとのつゝ家の内の車、ももう妻よのくる
うをよそひ此妻十四紫乃財東保元年は御ひ御ひの車
是舅姑よつうへに姫姑の姫あるものありうみて
ひあきと云ふ陽一の妻よせよへこひへりと云ふ

すいきよして今之妻とめうせりきハ姑よくよ
づくとば妻よ、意也ももまく小めくもあきくは恨
させと猶タ豆うらへ考えせず舅姑玄湯のれ
ともうりあうて十五六年前より玄湯の家を
つ。其オ丈ぬハ隣居して別家よとまうそのは
玄湯ゆく舞へとまくとも長玄湯ひくすら親
族のも其妻とくうてつゆよを意のとくせり
其後飯料ハいふよ及くもと水すくもととくう
持とくして終りやうむかくおもへやつそり
て本のとくもえくふとよくあること送りけり

大正清ハ享保十四年に病く死し姑ノよひ
考書とつせり。二年もふ年未だり中風の病
よひ言語も口もきくまども叶ひぬことあく
薬用とうべー一年をとやへ愈へりそのうち又
おこり船内飲食茶煙葉のねよりうまく
玄室湯の妻例はありておきとすぐ始より即
ちう桃梨のねを好みて豆補乃肉すら多く桂
ときとされとるのあくた花子のよいつも下陰
よ達へきて姑と肩よりしげはい乃茶煙葉
を推すてゆきとえれにうつて薑のうけハ

例のとくとくゆきと快く樂しすじ病つの
事とい別々ふまきれかゆうとすしてうそ年と
うやかよはとうつといよく冷てくすめら
じとく湯をうつて洋の被毛者すくもをさら
ふとく浴はまく湯ゆくあくと熱くぬれもと
みひたる年とまのとくよハ巨縫してあわせ又累
きとくがねをともむ側よりありて羸き涼しく
む底を満り娘十五歳よりまろ病瘡すくふく
ありてかみ妻これをとよひふけふとよひ
ら姑のよひよのとくといきとく姑もとくうけ

きといどし潔を事とねうか病つのつて大便
も一日よ十七八度もしくは二十度ふ度三十度より及
ひふといく度も拭ひたる所もとうも真乳
をすくやうすくちあ外唇もおまけもほ
りぬいはうよくらむくらむくらむくらむくらむくら
の日よ二三度つ肩よりけて産婆の手とほの
ありくのれくいあやめうてけよきてうねあく
がとよくとすくもいとふ事多くあつてう病
いよくまうてうとううううううううううう
て泄氣のあつ時によろこじあわいあわいあわい

鼻よあてく臭氣のつぶされ、熱氣のつぶれると
てたようきへ醫師よもくちくくゆくる年乃
弓射にてのよきを洗つて髪ともなあせさせ
う病まうて髪は一日も二日ひきれとよきを
八日よこに交も洗ひあくめぬくれとよきひ
つする中よも飲食の傷へもとうり農業の勤
ももうとひきひとひよく耕して天氣うち日ハ細の
様よなぎして姑と産せしめまゝハ農事と
つまうる、寛保二年三月よ始つるようせら

もくらむきの人の位牌とハ社もおへ書挽寺に送
るもくらひあつとこ十五日とくろすとハ位牌も寺
み送らとお佛堂より多く重多く納めよま花と
まむけ詠れせり 広葉湯の農事のせうくらむ
るをひ日中ひいとくも懶あらと日暮る小ゆくとも
持佛堂より大ゆけ念仏は拂しとつてそよ
ぬとと妻ハ飲食のあえおこめよどもぬさせを後
お佛堂よりいきふ乃引るまくおこと拂
しゆの位牌を寺に送りく後も四十九日やくハ
船タモ花をまくとくろ孝義くればされ

同年十二月領主よこくさとく方を終るまを
年一の年もあらくとあへへじと

孝行者

こうの名取と余田村の百姓二去湯り妻あり寛保
二年八月四日冒第ニ郎去湯と同一く金五の西
細よだきと門テせんとく出一よ浮田町乃方よ
里猪のどうきり來りニ郎去湯の祇あいせ又妻
うちとこ去湯り妻うちくろくの猪よくもくを
やそ猪よくらのう右乃よと猪の口とくとく舌
を猪よくとくしゆこあら小溝へ下つこじ付つる

よあう爲されうつぬよ爲うるよ様のうう
きておく食つきけきいた小二千六百五十六
ひしきつゆよ男れおつゝも様ひいつらへすけ
さりぬうれ様ハ増田町乃方よく男女六人脅負せ
中よひくよおいて死へくもあつてと云ふ
う妻ありてから傷せばハ三郎を漏ら余ひまをに
危うむへきと女の才よ稀なる事せても全く考ふ乃
切うよられゆとく回三九月領主より金を
あこへくかの妻と貴へ

孝行者名々

若々葉ハ仙臺の城下新宿馬町乃くあるを
身腐あるものありもとうり持高もあくこと
へき者ふきと八九景のひきり作の小児と曰く
こうと二親よ孝ある事ゆふと仰るもんうち
能きる跡宋あきいその才いくと父母のよきめ
きの家をいあくと來しゆく一享保十八年のほ
うう父十太郎中風とうまひや快くゆりとく
ハ世より代業とも助くる程あくされと病當よく
初からようう燒豆腐つくりあくもわくその末
とつらう事もあるを毎も老ひうきて氣を

ちうる事へじうふもあつてお家へてもうる
もじとくらるど若く坐中よりうてあるくよい
あらゐを隠すもあらうるやうにいあらくくうわ
くは父の豆腐があひとくアキヒ其代ねハシ
ちにあらむと母も辛よかく母のあらぬれとてをり
よ強とつて父よきつて金うる事あつて時を
其強あくせひづるよくうるい母の後くらと
きくめぬえ文二年うう父の病つてあうニ便も麻
のううよく通じるやうするりくの妻くくと夫
妻もあらねハラタクと父よきせみ様きくと

つらうきうさぬきたるみのせと身よみとくり、病く小
娘を始めと母も横幅うきれはともよううじと舞
つゝいゝよ舞源すとも父の身よ任せまう事あう三
年未だうり母も病ひのゆけきは若く坐り妹十四歳
のううきうとくらふんと父母の病とくとけう
さきハせうううれ業も叶ひといふく窮苦よゑひ
しと嫁ハ他へまふよひくそめ給金ともく家の助
とせんううを見にいへ父母のむ乃まよくへ人の妹を
うへまく遠まけん事あひじうへとくやくまく
ひへう妹もからやうへとくよひういせんとあるを

いづともうへまへてをひよ出へ其給金よく高賃
まく、飯料の満足とも拂ひ取る。四月より乃ちあつ
くあつてうせぬ胡夕乃夜水賑佈の事も存んじ
うよ勤がく父乃ぬうちね多忙にてかゆふくとくと
うい涼秋すもあくらへ坐くもあめ東洋車もく
あきこ病おりて、片時もやくらふあくら称そ父乃
もああたてくほづかどもる有後世の至爾もく
ありく車けいと後よハ窮屈乃ああり至爾つゝ
臭をよみうり拂ひ父の用よ便つまよこうよ
ありて馬の當葉當かとびりいさよ乃繁よひ

父を失ひて身に用ありては少時ハ隣の
者ふくらむるのを重いそもてあつて戸にうち先か
へきり下り多きに父の心がわからぬまことに
もとくやまく用の事とものひきを氣もとどひも是
ときとこすりえまさんじうじてひよく氣もよう
らとおのゆもあくことじいへし割もももきもと
翁病父の心ひひこせしわ或ハ粥かとぞくらて飢
とちのくらむるかよふ父かとぞくらむるわいさく
よくも涙へまくわざま車船一日とまく、爲人
ゆも真氣つゝあづり来きるものへもとまく

ねやくると若く盤と二つもひつけとさう父の手を腰へつけ或は足と抱きこすとあるとさうとまゆもあらどもくわづかに事か食とすじるのも牛風の事あきび泣きまく椀の中につくと其箸と椀のくのこれもれもれくらふくらくいはくらくても父の食ひともあん事と称ひ齒のみぬもろもろくらくとせきほくつもくせきの父母いわゆる病もありぬほおい並ふ毒と要らざり事とするくすくすめのむきと中といひ且父母のよけしなるすもありふくらくとせきほくつもくせきの考案せんう

ふ事とくつゆを事やくねくら行ひ領主にきこえりくは寛保三年三月多く金とあくべくこの考と費せんとあん

忠義者仁差

仁差ハ佐具郡九森村の百姓次方角つ名子彦八舟の孫六、り達代の下人より孫たう父彦平次り附り二十ニ年とくらうと勤し、うは寛保六年四月よ附をとくせ全家のうち小家よすぬせきり仁差義平次がつては休日よくうう田畠を清作して今もすくへとくと主人の假りへは已ら

代より貨物よやくまふ人をもりとくらへ料
ふとくのうへ金と主人ふくすけかひふあ
にまきてよろむらうせばうううしや主人のあ
みが金とも買馬をももとめて坐てき主人の母と葬
里へ附はまることあるえよゆき居へそのふくら金
と被り或ハ役米のうつまきをつゝ又、至根姫うち
らくあ衣服とのふる事あともんとつゝしてたゞけ
あくゑ八年平次り治をつゝへうり次男丸孫ふく
もくよあくよが元文元年亥八月く死せり附も
仁義よりもくうつ木縁ゆき孫六ふく縁まで孫六ゆき

こそまことに仁義うかとふく才代を傍ひ祖
桔とも福也と穀穀の款ともたまむまのうまこよ岐と
里くほくう年へ耕作乃はよもよまきハ日よ写も
やまととてこなけ孫ふく代より下すとこうづくゆ
き其子も二十五六年ちよ病く跛するり目も
眇よきりされ、日よ写も出てももくへへと賃後
ともうけざりへりいさくつる我子のとあといひとて
主人と二代ととまく事頗もよきとて寛保と
年十月よ禄十石をあくへて賞せり

半平ハ氣仙沼長野村の百姓久内（ル）ふみくをうや
高七斗四升（ル）をもてう、又ハ六十俵（ル）あるも、母
と妹の初うまき（ル）あつまく母と妹ハ近は自らもとも
里その方（ル）も二俵のほあやおもてあそをや、と左右
の情形よく承り屢々（ル）車をもね不自由の事な
き。父母よつてく孫んうちあく、と家業へけき
ハ十六俵のほづり、小半と定めく全量あふ金をうけ
受け、向村の利左衛門（ル）もくすまくせうつうけ
せ。後二十二俵より又向村乃基吉湯う家の二面不
とくのまくとあそれとも方法（ル）て二十七歳うり

七年と定め、吉野唐桑村の利左衛門（ル）もくすり全量
あとかうてくとめ（ル）か、又方法せりかく三井あゆくをま
せ。といつてもオの房を厭（ル）とつむ、左の土も
ひととく田畠のうちとくとも半平（ル）私のも
ののよう、やまけいは候あると、大麦小麦の穀を
つくりうる、豆ノ子もふありて休候ともゆうせしに
ひれ私田を耕る事もくうへけき（ル）あくもありて
それと土のうきけふく事へく金こまくられ利祐
をつととおとおに才をもてて、いさも父うへ信
ひを生ましる事ね、年々のうちハ主人より友

多より本綿二段とあらひしりが年へ父母の料亭にて
それが夕べよりおもとを差すなり。夜はいふからと申に
ゆりて父母の起居とて車をまわし父酒をねど
されは生用として後承るよ縄をひえひものいもと
こうとあら或は海をよそく範うよこれ類とあらこれ
とうゆきとせば價とて年、二十より十九にてまも
せんく家より父母とうややかに妹子といつて之
秋、秋と小田畠へ唐をひよ牛をもよすとての候も
ひよのうもととまく喬木を刈つてくさつとてあら
父の酒乃むとて坐りて自ハそろ價をあらても一ぬき

坐らればどうひだりと勞せし時も体もせんくあらゆ
ありとてゐく父の怒よあへて迎えとあは走りぢく
酒肴とまくら積みやまらとひく父の怒とまく
めぬ寛保二年の冬父氣仙沼内市へり酒ひまく色
つとつとと飯といふ所の中よ醉つてまくら
酒さあくもうえいひまくも是も動かぬとあるをと
てちぢむと甚うの者へお咎めとて父よせ裸身
よ父をねじて二里あまりの隣へさる各をといそと
ひじよぬくふあひよされい宿おのひきて各乃

家へまつとあること半年のもよどせかへきて、母
の眞のあゆへ詫ゆるものよすをせぬと又よどむて、恭
喜してまことに背伸びてやるこぬもうちやにすに
あやすりあまきに妻ともめどりてよと親族もよと
めけきともへ父のふよみがうんうりへむくらは
うむとやまけきとひくらすも十二歳のく
父のくらふ金をあたへうそて、同村人利左衛門もふ
をふせぐとま平へうそて、方定もく年事
あるひて家事とつて自走あらう妹もとふ
とあひてあ親よりへづられ、延享元年七月

領生うり全とあひて賞へう

孝行者ふう

ふくら松生郡寺崎町乃換新町薦役新益う娘節
新益、男ふくらて娘一人ありて、万太郎とりのもの
と舞衣ふくらの娘よりあんせきうは万太郎の妻
やうやう十五歳のひ娘のものと前の妻よあうう
ううう町乃寺崎の次男ふくらとくあうう酒
狂のう父新益へまとれりもとて、夢とあまくと
この妻とうまづけ居らへうううとくよ父とくう
痴を蒙きうりあひてまづあくの及と引さざ

る所に歸つてうらうら様子なり傍へそれと親族彌哀傷するものも少より服飾ともうそくと里女の方の志もさうるものたゞてからうらきこゑく頗る金あくべハ筵ニ奉八月の事なり

孝行者久之丞

久之丞は名坂忍此方高柳村の百姓久之丞が父の久之清とく幸ノ久之痴氣とうきの母の血乃還りく痴うらうらふ農家久之丞ひよそ十三歳あるせんとくと久之清の妻

久之丞の妻と妻子どうして家を譲り去れ久之丞走ぬと久之丞とハ別家するを久之丞もとく飲食を缺く事養い生計もくらう農事もくらふあれしけ父母久之丞ひと初々と久之丞によらず久之丞を扶く孝養久之丞ともよんぐるひとつゝーー父十年もくらうて病てうせぬ安らぐあり久之丞へも筋骨も本草のいもまとくてもううらうらむか車のくぬねへく每の病の治へくことと憂とと村中れ候守の賀内社

八月二七日つま食と終てやうてねいとああき八日
ともも病しきり毎の病やこころくもうち飲食
とも潤むる夜よそあらする組改善をめぐるのを連
みじうひま定むる田畠もあらねことのつお
くる地のうちひつきよしも清化して農事つと
みとくとくをその志ハラリケルをれどさうのを
おぬる候も病がの毎一人家よとんいふえあ
とあへてこうとうてう向一村十左衛門がせん祇を
く業とえきとれともうて乃強がえい祇を
具をかへり日雇は定うとのきえよそすえ

母よまみきを志うもまひのひすけすもよくへと
うちめにうれと十左衛門も感へ入るその望よ
やうせ雇ひ料ともやう多くあくへける母内け
つまここつま益和とく紙とすみけきは母夫
益とも叶へ六右衛門うる母子のまひのひす
素へ茶に後りと筋りとつゝと並ば業とく
りくわうりこれとうくらふ及とまとひよふ在萬
ひれよく定つて安へ送りと一茶よくあらえ
え西川畠もあらね事あきひ二儀つよそめを
くらゆるかとりよ初と社せんまくすきと今

ひやうへくよきりひとも見えられは先年より 父母の老病よりとのへつまつてもありりちい
一車されいひくまちよその事やあく家内用
と毎へあててくわしくして更と母の病快う
一々延年元年より病病があり新臺より七
もかづれ氣かもうらに十月より行つて薬用
ああてもとくはよども冷めきはぐら新臺
とりふ母の毛を抱きしめとくよ大役も
通さきはくに毛を清めとうも臭氣
きくやうよもひよあうのもれもかく

ハあゆりてあがけもひよきに於るとハ巨姫して
あくめてひととよをかくとく血乃るもあれ
ハもの不せかはあくらんもとのもくわ
といとこはつとくとく肌をもてあくしよも
一といひてあくる年よりも一ヶ月より又剣
の度数もよしよく車あることくくふ抱く
て食ぬも全ふよせ六月よりて食もたよ減
しとくもくよるよるよるよるよるよるよるよ
ひて至るとあくすよそへつゆよ三月しる

（）くあもて後の業承んじよとすいあひふ乃
引きよすく念佛して毎の後せせそくのとける
がく每病つきてよりまとて十七年內る脊病と
うとうかくまく他人すもまづわらうるう一年
延享二年十月領主ふきとくくら金をあ
へて斐せり

孝義錄卷之十五

